

知能犯捜査全書

——理論と実務の詳解——

城 祐一郎 著



はしがき

本書は、これまでに出版した検査全書シリーズである『盜犯検査全書』、『殺傷犯検査全書』及び『性犯罪検査全書』に続く第4弾であるが、これで検査全書シリーズは終了である。

筆者は、現職の検事の頃、東京地検特捜部、大阪地検特捜部等で長く勤務し、自身の最も得意とする分野は、知能犯事件検査、それも贈収賄事件検査であると思っていた。しかしながら、この分野の個々の論点に関する論考などを公表したことはあっても、それを一冊の本としてまとめよう機会はなく、それゆえ、今回これまで温めていたものを一挙に公開するに至ったものである。

知能犯事件検査の頂点は、やはり贈収賄事件の検査であろう。これは双方が被疑者となるため、その犯行が表に出ることが極めて稀であり、その端緒を的確に掘んで、事件として形作るのは容易なことではない。しかしながら、この種の犯罪は、国家なり社会なりを確実に蝕んでいくものであり、誰かが必ず剔除しなければならないものである。

そのため、本書では、刑法編と特別刑法編とに分けた上で、刑法編では、上記のように最も重要と考えている贈収賄から始まり、次に、贈収賄の端緒となり得る犯罪である談合を取り上げ、その次には、贈収賄と同様に検査が困難な背任・特別背任を取り上げた。それ以降は、知能犯事件検査でよく登場とする業務上横領、その後、詐欺を取り上げる関係で、その手段として使われることも多い文書偽造を取り上げて、詐欺へと続くようにした。さらに、詐欺の中でも反社会的勢力による詐欺や特殊詐欺は、別の項目を立てて解説した。その後、刑法におけるコンピュータ犯罪を取り上げ、刑法編の最後として、詐欺、業務上横領及び背任が混在することもある循環取引を取り上げた。一方、特別刑法編では、いずれも知能犯の刑事事件としてよく見られる補助金適正化法違反事件、公職選挙法違反事件、政治資金規正法違反事件及び金融商品取引法違反事件を取り上げた。

いずれの分野の解説でも、裁判例の事実関係はかなり詳細に記載している。というのは、今後、皆さんが捜査をする上で、裁判例を参考にしようと思っても、それが要旨しか記載していないと、自分たちがこれから捜査しようとする事案とほぼ同じなのか、類似しているのか、あまり類似していないのか、まったく別の事件なのかが、よく分からることになるからである。実際、筆者が警察から事件相談を受けた際、要旨集に書いてあるこの裁判例が参考になりますと言って示されたことがあるが、前提となる事実関係がまったく異なっており、およそ適用できない裁判例であったことも決してめずらしくない。たしかに刑法の教科書や要旨集は、頁数の制約が大きいので事実関係を省略するしかないのは理解できるものの、それでは、法理論の勉強にはなるかもしれないが、実際の捜査ではまったく役に立たない。捜査官であれば、どのような事案に対して、どのように法が適用されたのかを理解しないと、自らの事件に当てはめてよいかどうか判断できないからである。

また、本書では、筆者が実際に捜査に携わった事件もいくつか紹介してある。それは捜査の端緒から、その経過、捜査のポイントなどが、実体験として説明できることから、皆さんの捜査にも役立つのではないかと考えたからである。同じ事件は二度とないが、同じような事件は、今後もいくつか起きる可能性がある。その際には、参考になるのではないかと考えるからである。

知能犯事件捜査は、刑事法に限らず民法などの民事法や関連する裁判例、更には、簿記、会計などについて深い知識が要求されることも多く、そのためこの種事件の捜査を敬遠しがちな方がいることも承知している。本書では、そのような方たちにも使いやすいようにと、解説の仕方も工夫して分かりやすく記載したつもりである。本書が知能犯捜査に従事する方たちの参考になればと願ってやまない。なお、本文中の下線は筆者が付したものである。

本書の出版に当たっては、立花書房編集部の馬場野武部長や、中埜誠也係長等には大変にお世話になった。ここに厚く謝意を表したい。

令和7年12月

昭和医科大学医学部法医学講座教授

城 祐一郎

凡　例

刑　録	大審院刑事判決録
刑　集	大審院刑事判例集、最高裁判所刑事判例集
裁集刑	最高裁判所裁判集刑事
高刑集	高等裁判所刑事判例集
高検速報	高等裁判所刑事裁判速報（集）（各高等検察庁）
東高時報	東京高等裁判所刑事判決時報
判決特報	高等裁判所刑事判決特報
裁判特報	高等裁判所刑事裁判特報
下刑集	下級裁判所刑事裁判例集
刑裁月報	刑事裁判月報
刑　資	刑事裁判資料
判　時	判例時報
判　タ	判例タイムズ
ジュリ	ジュリスト
警　論	警察学論集
公　論	警察公論
曹　時	法曹時報
法　教	法学教室
法　セ	法学セミナー
刑ジャ	刑事法ジャーナル
現　刑	現代刑法
搜　研	捜査研究
大塚・各論	大塚仁『刑法概説（各論）〔第3版増補版〕』（有斐閣・2005年）
高橋・各論	高橋則夫『刑法各論〔第4版〕』（成文堂・2022年）
橋爪・各論	橋爪隆『刑法各論の悩みどころ』（有斐閣・2022年）

条解刑法	前田雅英編集代表『条解刑法〔第4版補訂版〕』(弘文堂・2023年)
大コメ刑法	大塚仁ほか編『大コメントタル刑法〔第3版〕』第1卷-第13卷(青林書林・2013年-2021年)
注釈刑法	西田典之ほか編『注釈刑法』第1巻、第2巻、第4巻(有斐閣・2010年、2016年、2021年)

第1編　刑法編

- 第1章 贈収賄事件
- 第2章 談合事件
- 第3章 背任・特別背任事件
- 第4章 業務上横領事件
- 第5章 文書偽造事件
- 第6章 詐欺事件
- 第7章 反社会的勢力によるゴルフ場利用詐欺事件
- 第8章 特殊詐欺事件
- 第9章 刑法におけるコンピュータ関連犯罪（その1）
——電子計算機使用詐欺事件——
- 第10章 刑法におけるコンピュータ関連犯罪（その2）
——不正指令電磁的記録に関する罪——
- 第11章 循環取引事件

第2編　特別刑法編

- 第1章 補助金適正化法違反事件
- 第2章 公職選挙法違反事件
- 第3章 政治資金規正法違反事件
- 第4章 金融商品取引法違反事件

細目次

はしがき

凡 例

第1編 刑法編

第1章 贈収賄事件 3

贈収賄事件のポイントは（3）／刑法上の取賄罪に関する基本的な規定は（5）／単純取賄罪・受託取賄罪の保護法益は（5）／刑法上の「公務員」に関する規定は（6）／「みなし公務員」とは（7）／特別法により取賄罪の主体として規定されている者とは（10）／米国では民間人は取賄罪の主体にはなるのか（16）／取賄罪の主体に関する要件としての職務権限とは（17）／取賄者の具体的職務権限に関して、「職務」の内容は法文上明示されていなくてもよいのか（18）／「職務」は独立の決裁権を有していないなくてもよいのか（22）／「職務」は自己が最終的な決定権を独占していなくてもよいのか（23）／「職務」にはそれをしないことも含まれるのか（32）／一般的（抽象的）職務権限の要件に関して、「職務」は具体的に担当しているものでなくてもよいのか（34）／「職務」は将来担当するものであってもよいのか（40）／「職務」は過去のものであって現在担当していないものでもよいのか（43）／職務密接関連行為（準職務行為・事实上所管する職務行為）とは（46）／取賄罪の客体である「賄賂」とは（64）／金融の利益は賄賂となるのか（64）／土地を売却し得た利益は賄賂となるのか（66）／未公開株は賄賂となるのか（67）／中元・歳暮は賄賂となるのか（69）／賄賂であるための最低金額は（69）／賄賂における対価性とは（70）／取賄行為の構成要件である「收受」等とは（72）／「收受」等の要件に関する捜査上の留意事項は（73）／取賄行為の構成要件である「請託」とは（77）／職務権限を逸脱する「請託」を受けた場合とは（78）／「請託」がなされるべき時期は（79）／取賄行為の構成要件のうち、職務に「関して」等の要件（賄賂性・職務関連性）は（79）／事前取賄罪における主体に関する要件等は（90）／事前取賄罪と受託取賄罪との関係は（91）／第三者供賄罪の立法趣旨は（92）／第三者供賄罪にいう「第三者」とは（92）／加重取賄罪（枉法取賄罪）における

「不正な行為」とは（94）／事後収賄罪の処罰対象行為は（96）／あっせん収賄罪の規定及び立法趣旨は（99）／あっせん収賄罪とあっせん利得収受罪の処罰対象行為は（103）／あっせん利得収受罪の類型は（104）／公職者あっせん利得収受罪や議員秘書あっせん利得収受罪の報酬を供与した側の刑罰は（105）／筆者が大阪地検特捜部在籍中に、主任検事として捜査し起訴した和歌山市長による裏口就職に係る加重収賄事件の捜査はどのように展開したのか（108） 等

第2章 談合事件 145

談合事件の捜査のポイントは（145）／刑法における談合罪の規定振りとその保護法益は（146）／談合罪によってすべての談合が刑罰の対象となるのか（147）／刑法96条の6第2項でいう「公正な価格」とは（147）／「公正な価格を害」する目的とは（148）／「不正な利益」とは（149）／「不正な利益を得」の目的とは（149）／「談合」とは（150）／最低制限価格を漏らした公務員側には犯罪は成立しないのか（150）／官製談合防止法はなぜ制定されたのか（152）／公的機関が契約を締結するにはどのような方式があるのか（153）／官製談合防止法では、発注機関の担当職員に対しどのような行為を禁じているのか（156）／官製談合防止法8条の法定刑が公契約関係競売等妨害罪のそれより重い理由は（156） 等

第3章 背任・特別背任事件 173

背任・特別背任事件の捜査はなぜ難しいといわれるのか（173）／背任罪の本質は（175）／背任罪と特別背任罪の構成要件はどのように異なっているのか（175）／「他人のために事務を処理する者」とは（176）／「他人の事務」とは（177）／主体の要件としての「事務」の性質は（179）／「任務に背く行為」とは（181）／「本人に財産上の損害を加えた」とは（199）／背任罪の故意は（203）／「自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的」とは（204）／いわゆる幸福銀行事件とは（214）／背任罪・特別背任罪における身分なき共犯に関する判例の考え方は（229）／いわゆる北國銀行事件とは（240） 等

第4章 業務上横領事件 264

業務上横領事件が比較的捜査のしやすい事件といわれるのはなぜか（264）／業務上横領罪の主体は（267）／業務上横領罪の「業務」とは（267）／業務上横領罪の客体となる「物」とは（268）／業務上横領や単純横領ではなぜ委託信任関係が必要なのか（268）／委託関係は何かから生じるのか（268）／業務上横領罪で問題とされる「占有」とは（269）／登記名義

人にはなっていないものの、登記手続に必要な書類を所持している者は当該不動産を占有しているのか（269）／未登記不動産には業務上横領罪が成立する余地はないのか（270）／委託した者が所有者でなかった場合にも横領罪は成立するのか（271）／預貯金口座の占有者は（274）／「横領行為」とは（275）／横領行為の既遂時期は（276）／二重売買では売主に横領罪が成立するのか（276）／二重譲渡の事実を知りながら譲り受けた者には何らかの犯罪が成立するのか（278）／所有権留保がされた物を勝手に処分したら横領か（280）／譲渡担保において、債務者が目的物を勝手に処分したら横領か（281）／封緘物を領得したら横領か（281）／消費寄託として預かった金銭を費消したら横領か（282）／用途を定めて寄託された金銭を費消したら横領か（282）／麻薬購入代金など不法な原因で交付されたものを勝手に領得したら横領か（283）／預かった盗品を勝手に処分したら横領か（284）／横領物をさらに横領したら横領か（286）／他人の物の占有者でない者がその物を業務上占有している者の業務上横領に加担した場合は（289）／背任と横領の区別はなぜ問題となるのか（297）／背任と横領の区別についての判例は（297）／背任と横領の区別はどのように考えればよいのか（298）／横領と背任が共に成立するようにもみえる事案の検査上の留意事項は（305） 等

第5章 文書偽造事件 306

文書偽造罪の保護法益は（307）／刑法第17章の「文書」とは（307）／意思・観念の表示がなされていないものは文書か（308）／可視性・可読性がないものは文書か（308）／電磁的記録は文書か（308）／現在、電磁的記録は「文書」ではないのか（309）／電磁的記録文書等はどの段階で「文書」となるのか（311）／永続して存在しないものは文書か（312）／文書上、名義人の存在は必要か（313）／「文書」は原本でなければならないのか（314）／「文書」は一般人が見て真正に成立したと誤信する程度の外觀を有することが必要か（316）／刑法第17章の「図画」とは（319）／刑法154条の対象となる文書等とは（320）／刑法155条1項1号の対象となる文書等とは（320）／刑法155条3項の対象となる文書等とは（327）／刑法156条の対象となる文書等とは（328）／刑法157条1項の対象となる文書等とは（329）／刑法157条2項の対象となる文書等とは（330）／刑法158条1項の対象となる文書等とは（336）／刑法159条1項1号の対象となる文書等とは（337）／刑法159条1項2号の対象となる文書等とは（340）／刑法159条3項の対象となる文書等とは（341）／刑法160条の対象となる文書等とは（342）／刑法161条1項の対象となる文書等とは（343）／「偽造」とは（343）／宿泊申込書などに宿泊者が虚偽の事実を記載した場合は（346）／通称を用いたら偽造罪か（347）／肩書きを詐称した場合も私文書偽造罪か（352）／医師でないAが勝手に

「医師A」との肩書で診断書を書いたら私文書偽造罪か（352）／Aの指示に基づいてBがAの意思内容を反映して作成したA名義の文書は偽造文書か（356）／Aの代理人であるBが「A代理人B」として作成した文書の名義人と作成者は（357）／権限をまったく有していないBが勝手に代理人を装って「A代理人B」と表示した文書を作成したら偽造罪か（357）／一定の代理権を与えられている者が権限を濫用して自己の利益のために本人名義の文書を作成したら偽造罪か（359）／代理権を逸脱して本人名義の文書を作成したら偽造罪か（360）／被冒用者が承諾していたら偽造罪は成立しないのか（361）／名義の冒用を承諾したら私文書偽造罪の共犯か（366）／無形偽造といわれる「虚偽文書の作成」とは（368）／一般人が情を知らない公務員をして虚偽公文書を作成したら間接正犯か（368）／「変造」とは（372）／「変造」にも有形変造、無形変造という概念はあるのか（376）／「行使の目的」とは（376）／「行使」とは（377）／行使の相手方は偽造文書や虚偽公文書であることを知らないことが必要か（378）／「虚偽の申立て」とは（379）／「不実の記載・記録」とは（379）／「見せ金」が公正証書原本不実記載・電磁的原本不実記録、同行使を構成するのはなぜか（386）／「見せ金」による会社設立を立件する際の検査上の重要事項は（387）／偽装結婚に公正証書原本不実記載・電磁的公正証書原本不実記録、同行使罪・同供用罪は成立するのか（391）／偽装結婚が在留資格を得るためにも濫用されることで生じている問題は（392）／在留資格を得るための偽装結婚の検挙件数は（393）／偽装結婚による虚偽申請罪と公正証書原本不実記載罪等との関係は（395）／印章偽造罪の規定は（397）／私文書偽造と私印偽造の区別は（401）／虚偽のデータを捏造するなどして作成した学術論文を発表したらどうなるのか（403） 等

第6章 証欺事件 424

詐欺罪の保護法益は（425）／国や地方公共団体に対する詐欺は成立するか（425）／詐欺罪の種類は（427）／「財物」とは（427）／「財産上不法の利益」とは（428）／被疑者の犯行と被害者の心理状態の推移は（429）／欺罔行為は人をだますに足りる内容でなければならないのか（429）／欺罔行為は相手方の判断にどのような影響を与える内容でなければならないのか（432）／詐欺と窃盗の区別は（434）／無錢飲食のつもりで注文すると欺罔行為となるのか（438）／友達に支払ってもらうつもりだったという主張は無錢飲食の成立を否定するか（439）／告知義務違反は詐欺か（441）／偽品のクレジットカードで商品を購入したら詐欺か（442）／自己名義のクレジットカードでも破産状態で使用したら詐欺か（444）／新たな借入れのため多重債務者が養子縁組をし姓を変えてキャッシングカードを入手したら詐欺か（445）／不法原因給付でも詐欺は成立するか（450）／年金受給者の死亡を届け

ずに受給を続けたら犯罪か（452）／キセル乗車をしたら詐欺か（455）／二項詐欺に必要な「財産的処分行為」の程度は（464）／等価交付をしても詐欺か（466）／一部に受領権限があった場合や水増し請求をした場合、詐欺が成立する範囲は（467）／機械に対する詐欺は成立するのか（471）／寄付の意図なく長期間街頭で通行人から募金を集めた場合、総額を包括一罪として処罰できるのか（472）／金融機関に対し身上関係等について積極的に虚偽事実を申し向けて預金口座を開設したら詐欺か（477）／これに対する実務の処理は（479）／預貯金通帳やキャッシュカードは「財物」か（479）／譲渡の意図で口座開設を申し込んだところ相手方が知らずに応じたら詐欺か（482）／譲渡の意図で携帯電話機の購入等申込みをしたら詐欺か（484）／自己使用の目的で口座開設をした場合、詐欺が成立することはあるか（486）／反社会的勢力が自己使用目的で立場等を秘匿して口座を開設した場合、詐欺は成立するか（489）／暴力団員であるから口座開設を拒否されたとは知らなかつたとして被疑者に故意を否認された場合、どうすべきか（492）／譲渡の意図を秘して口座を開設し実際に譲渡したら詐欺以外の罪になるのか（497）／借名口座からの引出は犯罪になるのか（504）／誤振込された金員を引き出したら詐欺か（506）／自己の口座に振り込まれた詐欺の被害金を引き出したら詐欺か（512）／挙動による詐欺と不作為による欺罔の区別は（520）／組織的犯罪処罰法における組織的詐欺罪の規定は（521）／医療関係者による診療報酬詐欺事件の法律構成は（530）／無診察による処方せん交付は詐欺か（532）／詐欺事件の捜査が困難なのはなぜか（535） 等

第7章 反社会的勢力によるゴルフ場利用詐欺事件 538

反社会的勢力によるゴルフ場利用の何が問題か（538） 等

第8章 特殊詐欺事件 569

特殊詐欺の捜査が困難なのはなぜか（570）／上層部の被疑者対策は（573）／架け子対策は（574）／架け子同士は共同正犯となるか（575）／受け子の具体的行為は（578）／受け子の行為は共同正犯ではなく帮助犯なのか（582）／受け子対策の「だまされたふり作戦」とは（586）／「だまされたふり作戦」はおとり捜査か（587）／「だまされたふり作戦」は不能犯か（588）／「だまされたふり作戦」が実施された場合、受け子は詐欺未遂か（591）／受け子の実行の着手時期は（594）／受け子の故意は（607）／対面型受け子の「受け取るのは重要書類で現金とは思わなかった。」との弁解はいかに崩すか（610）／非対面型受け子の故意、共謀はどう考えるか（617）／受け子の故意立証のための捜査は（628）／出し子の故意の認定の問題は（632）／出し子の共謀はどう問題になるか（632）／出し子の検挙にあたつ

ての問題は（639）／詐欺による金員領得後に関わった者は共犯か（640）／見張り役、運転手役、紹介者（リクルーター）は共犯か（644）／いわゆる「道具屋」とは（649）／被害者対策は（661）／特殊詐欺が減らないことと司法の責任（663） 等

第9章 刑法におけるコンピュータ関連犯罪（その1）

——電子計算機使用詐欺事件—— 664

刑法246条の2が新設された経緯は（665）／電子計算機使用詐欺の構成要件は（666）／「財産権の得喪若しくは変更に係る電磁的記録」とは（666）／「不実の電磁的記録の作出」とは（668）／「虚偽の電磁的記録の供用」とは（674）／阿武町誤振込事件とは（675）／自動改札機でのキセル乗車の問題は（686）／正当な権限を有しない者が暗号資産移転のための情報を与えてこれを実現したら電子計算機使用詐欺か（701） 等

第10章 刑法におけるコンピュータ関連犯罪（その2）

——不正指令電磁的記録に関する罪—— 706

不正指令電磁的記録作成罪及び同提供罪の保護法益は（709）／刑法168条の2第1項1号の構成要件は（709）／刑法168条の2第1項2号の構成要件は（711）／刑法168条の2第1項柱書の構成要件は（711）／刑法168条の2第2項の不正指令電磁的記録供用罪とは（712）／刑法168条の2第2項の不正指令電磁的記録等取得罪及び保管罪とは（712）／不正指令電磁的記録保管罪が問題となったコインハイブ事件の内容と結果は（713） 等

第11章 循環取引事件 730

循環取引とは（733）／自己の業績向上や個人的に利得を得るために他の業者と通謀した上で勝手に循環取引した場合は（735）／経営者を含めた株式会社全体で売上高を嵩上げするために循環取引をした場合は（743）／売上高を嵩上げするために循環取引がされた事例は（744）／循環取引に関与した他の会社の担当者の犯罪の成否は（747）／循環取引に関与した他の会社の担当者が資金の一部を勝手に領得した場合は（748）／循環取引事件の捜査上の留意事項は（758） 等

第2編 特別刑法編

第1章 補助金適正化法違反事件 767

「補助金」とは（769）／補助金適正化法上の補助金の不正受給に関する規定は（771）／補助金の不正受給に関する事例は（771）／「偽りその他不正の手段により」とは（775）／補助金の不正請求で補助金適正化法29条1項違反となるのはどの範囲か（784）／補助金適正化法29条1項違反と刑法246条1項の詐欺罪との関係は（796） 等

第2章 公職選挙法違反事件 821

「買収」についての公職選挙法221条1項1号の規定は（823）／本号にいう供与の相手方は（824）／本項で禁止の対象とされている行為は（825）／「供与」と「交付」とは（825）／供与の相手方に報酬性は必要か（825）／供与の客体は（827）／供与を受ける相手方の認識は（828）／「供応接待」とは（829）／「供応接待」に報酬性は必要か（829）／社会的儀礼の範囲内の飲食物の提供は「供与」か（830）／供応の基準は（831）／供応接待罪の成立する範囲は（832）／供応接待の相手方は趣旨を認識する必要があるか（833）／供応接待罪の既遂時期は（833）／供応接待事案捜査での被疑者の弁解への対応は（833）／選挙違反事件でアリバイを主張された場合は（835）／「申込み」とは（839）／「約束」とは（839）／本法221条1項2号と同項1号との違いは（840）／本項2号が禁じている行為は（841）／本法221条1項3号が禁じている行為は（845）／本法221条1項4号が禁じている行為は（846）／「要求」とは（849）／「承諾」とは（850）／「誘導に応じ」とは（850）／「誘導」を「促した」とは（850）／本法221条1項5号の「交付」は「供与」とどう異なるか（851）／本法221条1項6号の「周旋」「勧誘」とは（855）／本法221条2項の趣旨は（855）／本法221条3項の趣旨は（856）／本法222条の規定は（856）／本法223条の規定は（857）／本法223条の2の規定は（857）／本法224条の規定は（858）／事前運動の刑罰は（858）／事前運動としての「選挙運動」に該当しないものは（859）／選挙に際して文書の使用に關し規制がされる理由は（861）／規制の対象とされている文書は（861）／法定外文書とは（862）／脱法文書とは（866）／脱法文書の要件は（867）／「頒布」とは（871）／「掲示」とは（872）／インターネット等を利用した選挙運動に関してされた法改正の内容は（872）／インターネット等の利用による選挙運動用文書の頒布についての規定は（873）／公職選挙法142条の3第3項と142条の5第1項の違いは（875）／ウェブサイト等を利用する方法

による文書図画の頒布制限は（876）／電子メールにより文書図画を頒布することは許容されているのか（878）／「電子メール」とは（879）／電子メールの送信先の制限は（880）／インターネット等を用いる場合の処罰規定は（882）／選挙の自由を妨害する罪の規定は（883）／「暴行若しくは威力を加え又はこれをかどわかした」とは（884）／「交通もしくは集会の便を妨げ」とは（884）／「演説を妨害し」とは（885）／「文書図画を毀棄し」とは（885）／「偽計詐術等不正の方法」とは（887）／「選挙の自由を妨害」するとは（887）／「特殊の利害関係を利用して選挙人や公職の候補者等を威迫する」行為と利害誘導罪との違いは（890）／3号の「威迫」と1号の「威力」の違いは（890）／未だ選挙運動を行っていない者も「威迫」の相手方である「選挙運動者」か（891）／戸別訪問を一律に禁止する公職選挙法138条1項は憲法21条に違反するか（892）／「戸別訪問」とは（893）／たまたま路上で出会った選挙人に投票依頼をすることは「戸別訪問」か（893）／戸別訪問の目的はどう立証するか（894）／不正投票禁止の目的は（895）／「詐偽の方法」「虚偽の届出」とは（896）／越境入学目的での転入の届出により選挙人名簿が作成された場合、本条2項の罪は（896）／詐偽登録をした者が投票をした場合は（897）／詐偽登録罪が成立する場合、住民基本台帳に関して公正証書原本不実記載罪・同行使罪は（897）／選挙人名簿に虚偽の記載がされたら虚偽登録罪以外に公正証書原本不実記載・同行使罪は成立するのか（898）／公職選挙法237条1項の無資格投票罪とは（898）／公職選挙法237条2項の詐偽投票罪とは（900）／詐偽登録をした者が詐偽投票に及んだ場合、両罪の関係は（900）／公職の候補者等に対して選挙区内にある者に対する寄付を禁じた趣旨は（901）／「寄附」とは（901）／公務員の地位利用による選挙運動禁止の規定は（904）／教育者の地位利用による選挙運動禁止の規定は（906）／国家公務員がその地位を利用することなく選挙用のビラや政党の機関紙を配布するなどした場合は（907）／連座制に関する規定は（925）／組織的選挙運動管理者等に係る連座制の趣旨は（927）／組織的選挙運動管理者等についての規定は（928）／組織的選挙運動管理者等の行為によって連座制が適用される要件及び効果は（933）等

第3章 政治資金規正法違反事件 937

政治資金規正法の目的は（939）／「政治団体」の設立と届出は（942）／届出により政治団体はどのような行為ができるのか（943）／政治団体が管理する資金の入出金等について義務づけられていることは（946）／政治団体の収入についての規定は（949）／党費や会費についての規定は（949）／寄附についての規定は（950）／寄附の主体と客体の制限は（950）／寄附の総枠規制についての規定は（954）／個別規制についての規定は（956）／資金管理

団体には寄附の特例があるのか（959）／寄附の質的制限とは（960）／収支報告書の提出義務違反は身分犯か（962）／寄附の制限超過を隠避するため収支報告書に虚偽記入をした事案は（972）／政治資金パーティーの対価の位置づけは（974）／政治資金パーティー開催に伴う制限と義務は（975）／政治資金パーティーの対価の支払に関して公務員等の関与等の規制は（982）／政治資金パーティーをオンラインで開催したら（987）／令和6年の政治資金規正法の改正は（996） 等

第4章 金融商品取引法違反事件 997

金商法が規制する取引は（998）／金商法と証券取引法との関係は（999）／金商法が規制する内容は（999）／インサイダー取引はなぜ禁じられるのか（1000）／会社関係者等によるインサイダー取引禁止の規定は（1000）／インサイダー取引規制に違反した場合の刑罰は（1002）／「重要事項」とは（1003）／インサイダー取引にあたるのはいかなる立場の者がいかにして重要事実を知った場合か（1015）／インサイダー取引の時間的規制は（1025）／インサイダー取引の禁止対象行為は（1027）／公開買付者等関係者等によるインサイダー取引の規制は（1029）／平成25年改正で新設されたインサイダー取引規制は（1030）／虚偽有価証券報告書等提出禁止の趣旨は（1038）／企業内容等の主要な開示制度は（1039）／開示制度を有効に機能させるための規定は（1040）／発行開示・流通開示の対象とされる書類は（1041）／虚偽有価証券報告書等提出禁止の規定は（1046）／「重要な事項につき虚偽の記載のあるもの」とは（1047）／記載すべきことをしなかつただけの場合は虚偽有価証券報告書提出禁止違反か（1049）／「偽計」や「風説の流布」などによる有価証券取引等が禁じられているのは（1068）／「有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引等のため」「有価証券等の相場の変動を図る目的」とは（1069）／相場を固定することを意図して偽計を用いた場合は「相場の変動を図る目的」があるのか（1071）／「風説の流布」とは（1073）／「風説の流布」による有価証券取引等の禁止違反について捜査上留意すべきことは（1084）／「相場操縦」が問題とされるのは（1089）／相場操縦の罪を犯した者に対する刑罰は（1090）／相場操縦禁止の規定は（1090）／出来高に関し他人に誤解を生じさせる目的は、価格操作ないし相場操縦の目的を伴わなくても「取引が繁盛に行われていると他人に誤解させる目的」なのか（1097）／仮装売買の手段は（1099）／馴合売買による相場操縦に関する本法159条1項4号、5号の規定は（1100）／変動操作による相場操縦に関する本法159条2項1号の規定は（1101）／変動操作で採られてきた手法は（1105）／「見せ玉」とは（1107）／変動操作罪の既遂時期は（1108）／相場操縦企図者にとってもっとも困難なことは（1108）／集団投資スキームとは（1121）／集団投資スキームの規定は（1121）／「デリバティブ取

引」とは（1126）／先物取引とは（1128）／オプション取引とは（1129）／スワップ取引とは（1131）／デリバティブ取引の規定は（1131）／デリバティブ取引にも適用される本法の罰則規定は（1133） 等

事項索引	1147
判例索引	1154
著者紹介	1165

第1編

刑法編

第1章 贈収賄事件

問 題

贈収賄事件のポイントは何か。

はじめに

贈収賄事件は、知能犯捜査の頂点に立つものと考えている。この種事件には、被害者がいないため詐欺事件等のように被害者からの申告に基づいて捜査を開始することはできない。そのため、その端緒をどのようにして得るか、また、その捜査の際の留意事項は何かなど、捜査官として知っておかなければならぬことは山のようにある。

贈収賄事件の捜査のポイントは、「授受」、「趣旨」、「職務権限」と昔から言われているが、それらの内容をどの程度正確に分かっているかが問われることになる。「授受」、つまり、現金等の賄賂が渡されたのかどうか、「趣旨」、つまり、その渡された趣旨は、賄賂として職務に関するものであるのかどうか、さらに、「職務権限」、つまり、当該公務員には、その賄賂を受け取って何らかの権限をふるうことのできる立場であるのかどうかといった、三要素が認められることが必要であり、これが合言葉のように使われる基本的な構成要件である。この三要素の立証ができるかどうかが捜査官に問われることとなる。

もちろん、捜査を進める上では、上記の三要素を規定する贈収賄罪の構成要件等の法的知識にも習熟しておかなければならない。これが中途半端であると、法が要求するだけの要件についての理解が不十分になり、結局、その要件を満たすための十分な証拠を収集することができず、捜査は失敗に終わることになる。これまで多くの贈収賄事件の捜査が実施されながら、最終的に立件できずに終わった事件がいかに多いことかは、筆者を含め、この種事件の捜査に関わった経験者であればよく分かっていることと思われる。

ここでは、刑法等で規定されている贈収賄罪の構成要件等の基本的な理解や、そ

第2編

特別刑法編

第1章 補助金適正化法違反事件

問題

補助金の不正受給の検査に関して留意すべき事項は何か。

はじめに

皆さんは、そもそも「補助金」という言葉から何を思い浮かべるのであろうか。NPO法人の活動を支援するための補助金とか、国から地方公共団体に対して補助金が出されているとか、様々な場面に補助金という言葉は登場する。また、近時では、新型コロナウイルス感染症対策として、種々の事業活動に対して補助金等が交付されたことも記憶に新しいところである。

このような補助金の予算の執行に関する事柄については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）で定められており、この法律の1条において、

この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

と規定されている。したがって、補助金の申請や交付、また、その執行が適正に行われているかどうかは、この法律に基づいて判断されることになる。

ここでは、補助金の不正受給をめぐるさまざまな問題について解説する。

想定事例

甲野太郎は、学校法人P学園（以下「P学園」という。）の理事長として、その業務全般を統括していたもの、甲野花子は、P学園のため、被告人Xが行う

事項索引

【あ】

ROE	1115
アイ・エックス・アイ事件	1051
挨拶	882
アイ・シー・エフ事件	1076
相対取引	1027
IP電話	658
アイベック事件	1055
アスクレピオス事件	1014
預合罪	227
あっせん収賄罪	44, 99
あっせん利得収受罪	104
あっせん利得処罰法	103, 105
阿武町誤振込事件	675
暗号資産	701
安定操作	1092
EPS	1111
医師	342
石川銀行事件	196, 238
医師法	332, 533
意思を通じて行った	931
委託信任関係	176, 268
一般競争入札	153
一般的職務権限	34
偽りその他不正の手段により	771
イトマン事件	209, 236
井上工業事件	1078
威迫	890
入(いり)	74
威力	884
インサイダー取引	1000
印章	322, 327
印章偽造罪	397
インテック事件	1022
隠匿	1142
ウェブサイトを利用する方法	874
受け子	571, 578
裏口就職	130
裏リベート	303
運転手役	647
運動の管理を行う者	933
運動買収	824
運輸大臣	62
永続性	312
エクイティ・ファイナンス	1064

エスエムティーピー方式	880
越境入学	896
越権行為説	275
EDINET	1058
エフォーアイ事件	1076
MSCB	1070
エムティーシーアイ事件	1057
演説を妨害し	885
追い証	1081
枉法取締罪	94
横領	286
横領行為	275
大阪大学	81
大阪タクシー汚職事件	48
大盛工業事件	1082
おとり捜査	587
オプション取引	1129
オプション・プレミアム	1130
親会社	1004

【か】

会計責任者	962
外国為替取引	1135
会社法	15, 227, 741
会費制	833
架空增资	223
架空人名義	477
学術論文	403
学問の自由	422
架け子	571, 574
可視性・可読性	308
加重取締罪	94
仮装売買	1091, 1097
肩書	352
加ト吉	740
かどわかす	884
カネボウ事件	1057
株価収益率	1111
株価純資産倍率	1114
株価連動型預金	1130
株券	1034
株券電子化	1035
株式公開買付け	1081
株式払込金保管証明書	386
株式分割	1117

株主資本利益率	1115	金融商品取引法	743
下方修正条項付転換社債型新株予約権付社債	1070	金融の利益	64
為替決済預り金口座	1135	クレジットカード	76, 442
管轄	38	クレジット・デリバティブ取引	1127
監査	1065	クレスペール証券事件	1076
鑑札	333	経営判断の原則	193, 252
官製談合防止法	152	警察官	38
間接金融	1064	掲示	872
間接正犯	368	継続（流通）開示	1039
間接補助金	770	携帯電話不正利用防止法	484
勧誘	845, 855	芸大バイオリン事件	54
関与し	984	競馬法	10
企画競争型随意契約	154	軽犯罪法	351
企業集団	1010	軽微基準	1005
偽計	150, 1068, 1072	ケイビー事件	1054
偽計詐術等不正の方法	887	鶏卵汚職事件	977
キセル乗車	455, 686	決裁権	22
偽造	343	決算情報	1010
偽装結婚	391	決定	1006
寄附	901, 950	決定事実	1004, 1009
偽名口座	476	検案書	342
欺罔行為	429	権限逸脱	360
キャッシュカード	479, 579	権限濫用	359
キヤッツ事件	1053	権限濫用説	175
ギャンぶる大帝事件	1080	原資	74
牛海綿状脳症	805	原本	314
教育者による地位利用	906	権利義務に関する文書	337
供応	829	権利の移転	1097
供応接待	829	言論買収の禁止	858
狂牛病	805	コインハイブ事件	713
狂犬病予防法	333	後援会	940
協同飼料事件	1102, 1104	行使	377
共同の目的	522	工事進行基準	1067
京都大学教授による汚職事件	29	公私の職務	828
共謀	632	行使の目的	376
業務	267	公職選挙法	821
供与	825	公職にある者	104
虚偽	948	公職の候補者	941
虚偽の記載	1048, 1050	公序良俗	451
虚偽の情報	668	更新（制限）値幅	1106
虚偽の電磁的記録の供用	674	厚生省キャリア官僚に係る汚職事件	42, 76
虚偽の届出	896	公正取引委員会	102
虚偽の申立て	379	公正な価格	147
御璽	320	公訴時効	58, 290
御名	320	交通もしくは集会の便を妨げ	884
銀行法	1142	香典	902
金銭	1143	公表	1025
金銭、物品その他の財産上の利益	827	交付	825, 851
金融商品	998, 1102	幸福銀行事件	195, 214
金融商品取引所	1005	交付の判断の基礎となる重要な事項	434
		公募型プロポーザル方式	154

〈著者紹介〉

城 裕一郎 (たち ゆういちろう)

昭和58年 4月 東京地方検察庁検事任官
平成16年 4月 大阪地方検察庁特別捜査部副部長
平成18年 1月 大阪地方検察庁交通部長
平成19年 6月 大阪地方検察庁公安部長
平成20年 1月 法務省法務総合研究所研究部長
平成21年 4月 大阪高等検察庁公安部長
平成21年 7月 大阪地方検察庁堺支部長
平成23年 4月 最高検察庁刑事部検事
平成24年11月 最高検察庁公安部検事
平成26年 1月 最高検察庁刑事部検事
平成28年 4月 明治大学法科大学院特任教授・検事
平成29年 4月 最高検察庁刑事部検事
平成30年 3月 最高検察庁刑事部検事を最後に退官

現在 昭和医科大学医学部法医学講座教授（薬学博士）
警察大学校講師
慶應義塾大学法科大学院非常勤講師（国際刑事法担当）
ロシア連邦サンクトペテルブルク大学客員教授

【主要著作】

- 『盗犯捜査全書—理論と実務の詳解—』
『Q & A 実例 交通事件捜査における現場の疑問〔第2版〕』
『殺傷犯捜査全書—理論と実務の詳解—』
『取調べハンドブック』
『性犯罪捜査全書—理論と実務の詳解—』
『警察官のための死体の取扱実務ハンドブック』
『マネー・ローンダーリング罪——捜査のすべて〔第3版〕』
(以上、立花書房)
『現代国際刑事法』(成文堂)
『組織犯罪捜査のソボ』(東京法令出版)
『ケーススタディ危険運転致死傷罪〔第3版〕』(東京法令出版)
『医療関係者のための実践的法学入門〔第2版〕』(成文堂)
『英語で学ぶ刑法総論』(東京法令出版)
『あなたも陥る身近な犯罪』(成文堂)
『この事件を裁くのはあなたです』[共編著] (成文堂)
『英語で学ぶ刑法各論』(東京法令出版)

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、た
とえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となり
ます。

知能犯捜査全書——理論と実務の詳解——

令和8年2月10日 第1刷発行

著 者 城 祐一郎
発行者 橘 茂 雄
発行所 立花書房
東京都千代田区神田小川町3-28-2
電 話 03 (3291) 1561 (代表)
F A X 03 (3233) 2871
<https://tachibananashobo.co.jp>